

○国費で支弁する諸謝金の事務の取扱いについて

令和5年3月9日

道本鑑第4224号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

(概要)

本通達は、犯罪捜査を目的とした司法解剖、死体鑑定などの諸活動に係る国費で支弁する諸謝金について、その事務取扱要領を定めたものである。